

受付No. _____

玉掛技能講習受講申込書

株式会社 中央バス自動車学園
技能講習センター長 殿

- ・太枠内のみ、黒ボールペンでもれなく記入してください。(消えるボールペンは厳禁です)
- ・誤記入は二重線で訂正し、押印してください。(修正液等は厳禁です)



申込日	20 年 月 日			確認	受講料	¥	
受講希望日	20 年 月 日 ~ 月 日			領収証	会社名	個人名	
受講コース	19時間	15時間 (一部免除)	※コースを選択し○をつけてください		入金区分	現金	クレジット
フリガナ					振込	ローン	
氏名	(印)			性別	男・女	カード会社名	
	旧姓又は通称 (修了証に併記希望の方のみ記入)					◆本人確認書類	
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳)				自動車運転免許証		
現住所	(郵便番号 -)				住民票		
	都・道 市 区 府・県 郡 町				その他()		
連絡先	携帯	-	-	自宅	-	-	
勤務先	名称 (会社名等)						
	(郵便番号 -)						
	都・道 市 区 府・県 郡 町						
免除要件 (該当する1つを○で囲む) ※裏面参照	15時間	a) 運転士免許証	クレーン運転士免許 デリック運転士免許 クレーン・デリック運転士免許 揚貨装置運転士免許 移動式クレーン運転士免許				
		b) 技能講習修了証	床上操作式クレーン運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習				

修了証 番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

ID発行者	売上計上者	入金確認者	初日入力者
/	/	/	/

実施管理者	受付入力者	受付者

技能講習		免除要件	申し込みの際にお持ちいただくもの			
			免除要件を証明する書類		その他の書類等	
車両系建設機械(整地)	14時間コース	a) 大型特殊自動車運転免許証をお持ちの方 b) 不整地運搬車運転技能講習修了証をお持ちの方 c) 自動車運転免許証(大型、中型、準中型、普通)をお持ちの方で、小型車両系建設機械(整地等)、(解体用)、または不整地運搬車の運転業務にかかる特別教育を修了後、当該機械での運転業務に三か月以上従事した経験のある方(事業者の証明が必要) ※業務従事証明が必要な方は、事前に申込書等を当技能講習センターにFAXしてください。	免除要件を満たさない場合は受講の申込をお断りします	a) 自動車運転免許証 b) 不整地運搬車運転技能講習修了証 c) 自動車運転免許証、特別教育修了証(特別教育修了証の交付がなかった方はその特別教育記録簿の写し)と運転業務従事証明	印鑑 (受講日にもお持ち下さい)	
	31時間コース	a) 自動車運転免許証の大型特殊(カテゴリー限定)、大型、中型、準中型、普通のいずれかをお持ちの方 b) 大型特殊自動車運転免許証(カテゴリー限定を除く)をお持ちの方 c) 自動車運転免許証(大型特殊(カテゴリー限定)、大型、中型、準中型、普通)をお持ちの方で、フォークリフトの運転業務にかかる特別教育を修了後、当該機械での運転業務に三か月以上従事した経験のある方(事業者の証明が必要) ※業務従事証明が必要な方は、事前に申込書等を当技能講習センターにFAXしてください。		a) 自動車運転免許証 b) 自動車運転免許証 c) 自動車運転免許証、特別教育修了証(特別教育修了証の交付がなかった方はその特別教育記録簿の写し)と運転業務従事証明		
フォークリフト運転技能講習	11時間コース	a) 自動車運転免許証の大型特殊(カテゴリー限定)、大型、中型、準中型、普通のいずれかをお持ちの方 b) 大型特殊自動車運転免許証(カテゴリー限定を除く)をお持ちの方 c) 自動車運転免許証(大型特殊(カテゴリー限定)、大型、中型、準中型、普通)をお持ちの方で、フォークリフトの運転業務にかかる特別教育を修了後、当該機械での運転業務に三か月以上従事した経験のある方(事業者の証明が必要) ※業務従事証明が必要な方は、事前に申込書等を当技能講習センターにFAXしてください。	免除要件を満たさない場合は20時間コースとなります	a) 該当する運転士免許証 b) 該当する技能講習修了証	住民票(現住所が自動車運転免許証の記載と異なる方または自動車運転免許証をお持ちでない方) 自動車運転免許証(本人、現住所確認)	
	20時間コース	(未経験者で他の資格をお持ちでない方)				
小型移動式クレーン運転技能講習	16時間コース	a) クレーン、デリック、クレーン・デリック、揚貨装置のいずれかの運転士免許をお持ちの方 b) 床上操作式クレーン運転、玉掛のいずれかの技能講習修了証をお持ちの方	免除要件を満たさない場合は19時間コースとなります	a) 該当する運転士免許証 b) 該当する技能講習修了証		
	15時間コース	a) クレーン、デリック、クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置のいずれかの運転士免許をお持ちの方 b) 床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転のいずれかの技能講習修了証をお持ちの方		a) 該当する運転士免許証 b) 該当する技能講習修了証		
玉掛け技能講習	19時間コース	(未経験者で他の資格をお持ちでない方)				
	12時間コース	a) 移動式クレーン運転士免許証又は小型移動式クレーン運転技能講習修了証をお持ちの方 b) 自動車運転免許証(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許)をお持ちの方 c) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダ等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、または不整地運搬車運転技能講習修了証をお持ちの方 d) 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方	免除要件を満たさない場合は17時間コースとなります	a) 該当する運転士免許証又は技能講習修了証 b) 自動車運転免許証 c) 該当する技能講習修了証 d) 建設機械施工技術検定合格証明書		
17時間コース	(未経験者で他の資格をお持ちでない方)					

- ・免除要件の自動車運転免許証については2種免許を含みます。
- ・この申込書に記載いただく個人情報は労働安全衛生法で定められています。記載された項目は技能講習等の目的以外では一切使用いたしません。
- ・お支払いいただいた受講料は、原則として返金いたしません。
- ・申請に当たって[虚偽の申請]は、違法行為であり、技能講習修了証は無効となります。
- ・免除申請に必要な項目欄への記入漏れ及び資格者証等の原本確認ができない場合は受講の申込をお断りします。
- ・記入についてご不明な点は、当技能講習センターまでお問い合わせください。
- ・特別教育記録簿以外は全て原本の提示が必要となります。

特 記 欄